
令和4年度

篠栗町財務書類
(統一的な基準)

令和6年3月
財政課財政係

目 次

財務書類の公表について

1	地方公会計制度の推移	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	篠栗町の取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	財務書類 4 表の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
	（ 1 ）財務書類 4 表とは	・ ・ ・ ・ ・ 1
	（ 2 ）財務書類 4 表を整備する効果とは	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（ 3 ）統一的な基準の特徴	・ ・ ・ ・ ・ 3
	（ 4 ）基準モデルからの変更点	・ ・ ・ ・ ・ 3
4	作成基準日	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	対象となる会計の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 4

一般会計等財務書類（財務書類 4 表の説明）

1	貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 5
2	行政コスト計算書	・ ・ ・ ・ ・ 7
3	純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 9
4	資金収支計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 1

全体会計財務書類

1	貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
2	行政コスト計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
3	純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
4	資金収支計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 5

連結会計財務書類

1	貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
2	行政コスト計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
3	純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
4	資金収支計算書	・ ・ ・ ・ ・ 1 8

財務書類分析 - 財務書類から分かる指標 -

1	資産形成度	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
2	世代間公平性	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
3	持続可能性（健全性）	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
4	効率性	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
5	弾力性	・ ・ ・ ・ ・ 2 1
6	自律性	・ ・ ・ ・ ・ 2 1

財務書類の公表について

1 地方公会計制度の推移

従来、国・地方公共団体の会計は、現金収支に着目した現金主義会計（単式簿記）が採用されてきました。その一方で、地方公共団体の財政状況が厳しい中、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義・単式簿記による予算・決算制度に加えて、発生主義・複式簿記といった企業会計の手法を活用した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）の開示が推進されています。

財務書類の作成については、これまでも平成18年6月に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を受け、同年8月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。その中で地方の資産・債務管理改革の一環として「公会計の整備」が求められ、地方公共団体は発生主義・複式簿記の考え方の導入を図り「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用して、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースでの財務書類を整備することとなりました。

これらの国からの要請に基づき、各地方公共団体では公会計の整備に取り組んでいますが、財務書類の作成方法について複数のモデル（「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」「東京都方式」等）が混在していることに加え、同一の作成方法であっても、固定資産台帳の整備状況により資産の計上額に差が生じるため、自治体間の比較が困難である等の多くの課題がありました。

このため総務省は、平成27年1月23日付総務大臣通知（「統一的な基準による地方公会計の整備について」総財務第14号）を示し、平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するよう要請していました。

2 篠栗町の取り組み

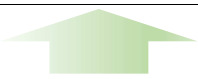
このように地方公会計制度が推進されているなか、篠栗町では、平成20年度決算から「基準モデル」による財務書類を作成・公表してきましたが、平成28年度決算からは国の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しています。

地方公会計制度に準じ、毎年度の一般会計等、全体会計及び、連結会計での財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成することで町が所有する資産や負債の残高、年間の資金収支の状況などを明らかにしています。

3 財務書類4表の概要

（1）財務書類4表とは

財務書類4表とは、企業会計的な手法で作成される決算書であり、現行の地方公共団体の決算書である「歳入歳出決算書」を補完する目的で作成するものです。「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4表で構成されています。

歳入歳出決算書	現金収支を議会の民主制統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図る観点から、現金主義会計を採用
 補完	
財務書類4表	企業会計的な手法（発生主義会計）により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計を補完

【財務書類4表の名称及び内容】

統一的な基準による財務書類4表とは、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4表を指します。

年度末時点における資産・負債の状況や1年間の行政サービスにかかった費用、資産を取得するためにどのような性質のお金が充てられたのかなど、この4表を見ることにより明らかになります。

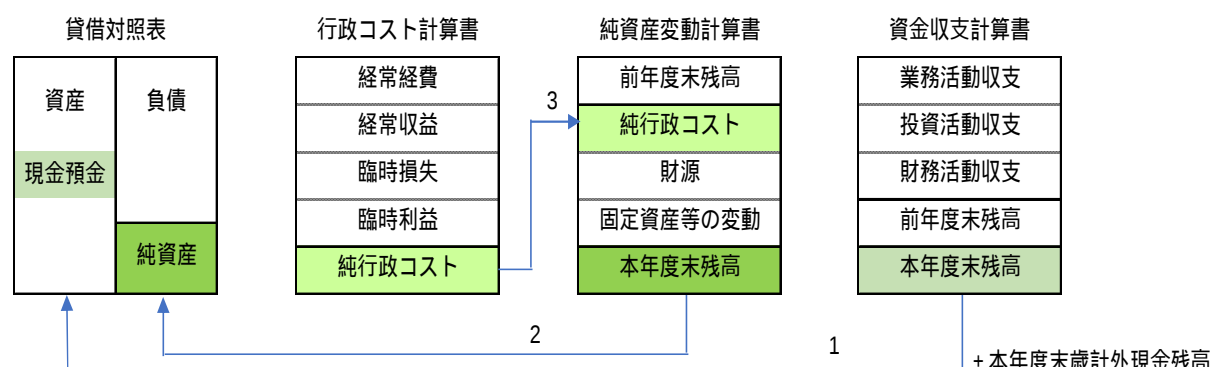
各財務書類の内容は次のとおりです。

統一的な基準での名称	企業会計での名称	略称	内容
貸借対照表	貸借対照表	BS (Balance Sheet)	年度末時点で、どのような資産を保有しているか、返済しなければならない負債がどれだけあるか、返済する必要のない資産（純資産）はどれ位なのかを表示しています
行政コスト計算書	損益計算書	PL (Profit and Loss statement)	1年間の行政サービスを提供するのににかかった費用、収益を表示しています
純資産変動計算書	株主資本等変動計算書	NW (Net Worth statement)	貸借対照表の純資産の1年間の増減を表示しています
資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書	CF (Cash Flow statement)	1年間の資金の増減を表示しています

【財務書類4表の相関関係】

財務書類は4つの表から構成されており、それぞれが連動しています。貸借対照表の純資産は、国県からの補助金や自らの財源で既に負担した部分を表しています。この純資産の変動を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純行政コストが一般財源、補助金受入等を超過すれば、純資産が減少することになります。行政コスト計算書は、純資産変動計算書の純行政コストの明細であり、1年間ににかかった経常コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。資金収支計算書の期末現金預金残高は、貸借対照表の現金預金と一致します。これは、資金収支計算書が、貸借対照表に計上されている現金預金の増減の明細であることを意味しています。

4表の相関関係を表示すると次のようになります。



- 1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- 2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- 3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

(2) 財務書類4表を整備する効果とは

- ・「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産・負債のストック情報が「見える化」
→ 一定時点における保有資産、将来負担となる負債の一覧的把握が可能となる
- ・「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」
→ 正確なコストの認識が可能となり、「適正な期間損益計算」を行うことができる
- ・公共施設マネジメント等への活用
→ 庁舎や学校などの施設ごとの帳簿価額を記載した固定資産台帳を整備することなどにより、公共施設マネジメントへの活用が可能となる
(貸借対照表の補助簿として作成される固定資産台帳の活用)

(3) 統一的な基準の特徴

会計処理方法として民間企業会計と同様の「複式簿記（発生主義会計）」を導入するとともに、現存する全ての固定資産情報を一覧にした「固定資産台帳」を整備することで、単式簿記（現金主義会計）では見えにくい減価償却費などのコスト情報や、資産・負債といったストック情報が把握できます。

また、全国統一の基準であるため、各自治体間の比較が可能となります。

項目	統一的な基準の導入による効果等
発生主義・複式簿記の導入	全ての自治体において統一的な基準を導入する前までは、決算統計データを活用して財務書類を作成していたが、 <u>今後は、発生の都度、または期末一括で民間企業と同様の複式仕訳を行い、財務書類を作成する</u>
固定資産台帳の整備	総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていなかったが、 <u>今後は、固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントへの活用が可能となる</u>
比較可能性の確保	基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式（東京都方式等）といった複数の方式が存在していたが、 <u>今後は、統一的な基準による財務書類等によって自治体間での比較可能性を確保できる。</u>

(4) 基準モデルからの変更点

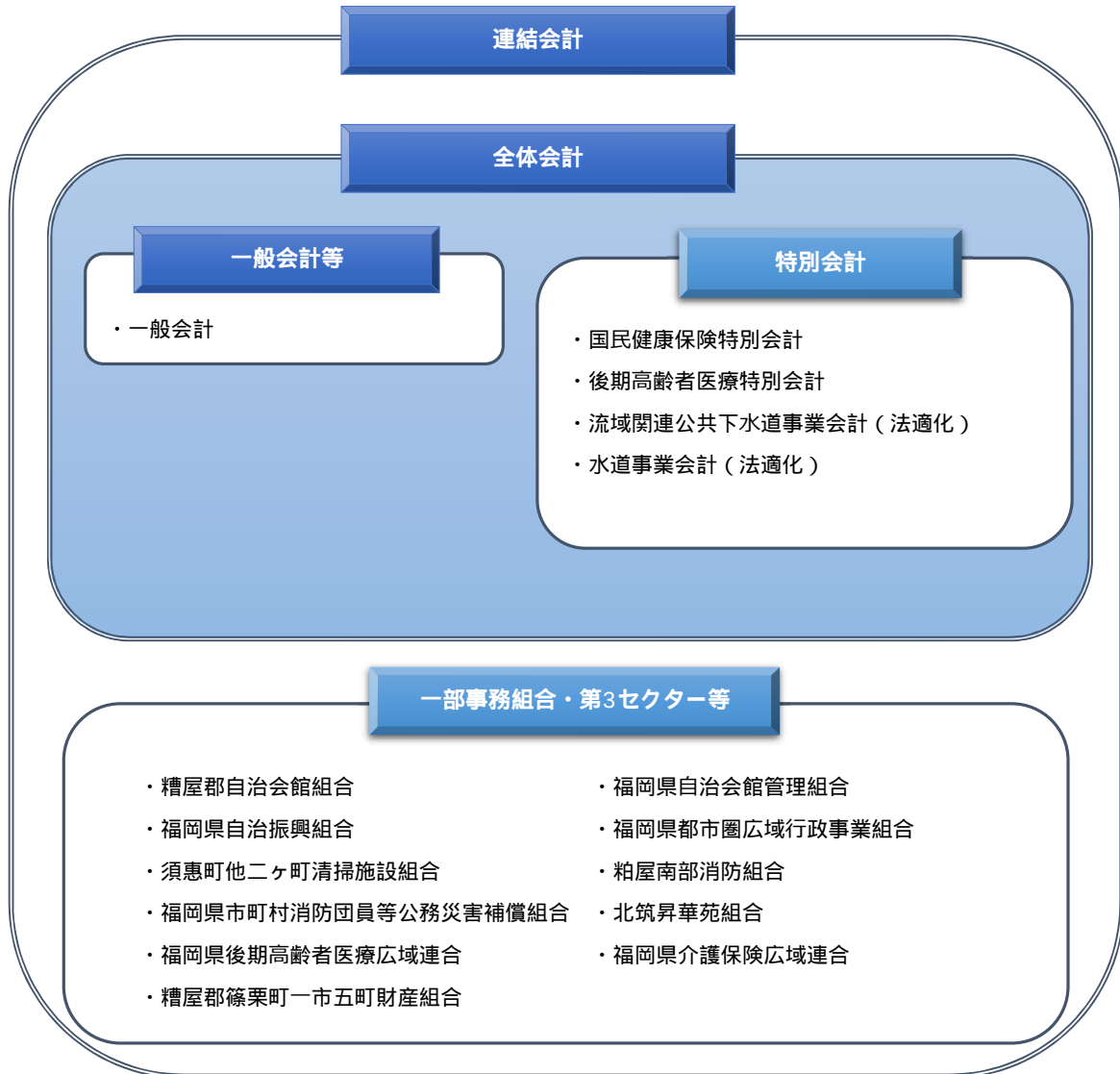
項目	基準モデルからの主な変更点
報告主体	✓ 一部事務組合及び広域連合も対象に追加
財務書類の体系	✓ 4表と3表の選択制に ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても結合した計算書としても差し支えないことに
財務書類の様式	✓ 注記事項、附属明細書の充実
有形固定資産の評価基準	✓ これまで原則として再調達原価で評価し、事業用資産の土地は再評価を行うこととしていたが、原則として取得原価で評価し、再評価は行わないことに ✓ 基準モデル等により評価している資産については、これまでの評価額を許容するが、新たに取得した資産については取得原価により評価

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としています。令和4年度決算においては、令和5年3月31日となります。なお、地方公共団体に設定されている出納整理期間（翌年度4月1日から5月31日までの間）の収支については、基準日までに終了したものとみなして処理しています。

5 対象となる会計の範囲

財務書類4表は、一般会計等、全体会計、連結会計で構成されており、図で示すと下記のとおりとなります。



一般会計等財務書類（財務書類4表の説明）

1 貸借対照表（令和5年3月31日現在）

1 貸借対照表（BS）

……資産、負債、純資産の状態を表します……

（1）貸借対照表とは

左側に「資産」、右側に資産を取得するために調達した財源を「負債」、「純資産」に分けて表したもので、令和5年3月31日時点で、これまでにどのような資産をどのような財源で取得してきたかを表しています。

【資産の部】（A）	【負債の部】（B）
（所有財産や権利で、将来世代が享受するであろう便益）	（将来世代が負うことになる借金など）
1 固定資産	1 固定負債
（長期間にわたる使用目的で保有する資産）	（支払期限が1年を超えて到来する負債）
（1）有形固定資産	（1）地方債
（土地・建物など長期に利用する資産）	（地方債のうち償還期限が1年を超えるもの）
事業用資産	（2）長期未払金
（庁舎、学校、公民館など）	（未払金のうち支払時期が1年を超えるもの）
インフラ資産	（3）退職手当引当金
（道路、公園、上下水道など）	（仮に年度末に全職員が退職した場合の退職金必要額）
物品	（4）損失補償等引当金
（公用車、コピー機など）	（第3セクター等の借入金の債務保証により生じる損失に備えた引当金）
（2）無形固定資産	（5）その他
（ソフトウェア、地上権など）	2 流動負債
（3）投資その他の資産	（支払期限が1年以内に到来する負債）
（有価証券や長期延滞債権など）	（1）1年内償還予定地方債
投資及び出資金	（地方債のうち償還期限が1年以内のもの）
（運用目的の有価証券、出資金など）	（2）未払金
長期延滞債権	（期末までに支払義務の原因が生じており、当該金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの）
（税等の未収金や貸付金などの回収期限到来後1年以上を経過した資産）	（3）未払費用
長期貸付金	（4）前受金
基金	（期末時点において代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの）
（減債基金、その他特定の目的のため積立てた基金など）	（5）前受収益
その他	（6）賞与等引当金
徴収不能引当金	（期末時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び社会保険料）
（長期延滞債権等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額（不能欠損額）を見積もったもの）	（7）預り金
2 流動資産	（源泉所得税、職員負担社会保険料など）
（現金預金及び1年以内に回収期限が到来する債権）	（8）その他
（1）現金預金	負債の部合計
（2）未収金	【純資産の部】（A - B）
（税収や使用料及び手数料のうち回収期限が到来後1年を経過していない資産）	（現在までの世代が負担した金額で、返済の必要がない資産）
（3）短期貸付金	（1）固定資産等形成分
（4）基金	（純資産のうち、固定資産に充当した金額）
（財政調整基金、1年以内に地方債の償還に充てられる減債基金等）	（2）余剰分（不足分）
（5）その他	（純資産のうち、固定資産等形成分以外の金額）
（6）徴収不能引当金	純資産の部合計
（未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込（不能欠損額）を見積もったもの）	負債及び純資産の部合計
資産の部合計	

(2) 一般会計等の貸借対照表

(単位 : 千円)

資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	比率		金額	比率
1 固定資産	45,602,938	94.3%	1 固定負債	7,140,102	14.8%
(1) 有形固定資産	42,519,122	87.9%	(1) 地方債	6,826,270	14.1%
事業用資産	22,042,526	45.6%	(2) 長期未払金	-	-
インフラ資産	20,276,375	41.9%	(3) 退職手当引当金	313,832	0.6%
物品	200,220	0.4%	(4) 損失補償等引当金	-	-
(2) 無形固定資産	124,660	0.3%	(5) その他	-	-
(3) 投資その他の資産	2,959,156	6.1%	2 流動負債	785,415	1.6%
投資及び出資金	1,304,889	2.7%	(1) 1年内償還予定地方債	692,340	1.4%
長期延滞債権	-	-	(2) 未払金	-	-
長期貸付金	-	-	(3) 未払費用	-	-
基金	1,654,268	3.4%	(4) 前受金	-	-
その他	-	-	(5) 前受収益	-	-
徴収不能引当金	-	-	(6) 賞与等引当金	87,052	0.2%
2 流動資産	2,745,698	5.7%	(7) 預り金	6,024	0.0%
(1) 現金預金	569,072	1.2%	(8) その他	-	-
(2) 未収金	75,883	0.2%	負債の部合計	7,925,517	16.4%
(3) 短期貸付金	-	-	(1) 固定資産等形成分	47,707,202	
(4) 基金	2,104,263	4.4%	(2) 余剰分 (不足分)	7,284,082	
(5) その他	-	-	純資産の部合計	40,423,120	83.6%
(6) 徴収不能引当金	3,520	0.0%	負債及び純資産の部合計	48,348,637	100.0%
資産の部合計	48,348,637	100.0%			

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

(3) 令和4年度末 (令和5年3月31日現在) の貸借対照表の状況

篠栗町では、一般会計等ベースで、483億円の資産を形成してきています。

このうち、純資産である404億円については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済んでおり、負債である79億円については、将来の世代が負担していくことになります。将来の世代も使用する有形固定資産等の資産形成については、地方債を借り入れることにより、世代間負担の公平性が図られるようにしています。

これまでに形成した資産と将来の町民負担となる負債を、町民1人あたり () に換算すると、一般会計等ベースでは、155万円の資産に対して、25万円の負債となっています。

また、総資産に対する返済義務のない純資産の割合、つまり「現在までの世代がどの程度の負担をしてきたか」を表す純資産比率については、一般会計等ベースで83.6%となっています。純資産は負債と違い、返済不要であることから、この指標が高い程健全であると考えられます。また、町が現在保有する資産が、過去分を含む現役世代の負担 (純資産) か、将来世代の負担 (負債) かの比率であるともいえます。

令和5年1月1日現在の人口 : 31,020人 (以下、町民1人あたりはこの人数を使用)

2 行政コスト計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

2 行政コスト計算書 (PL)

……1年間の行政サービス提供に係る費用と収益を表します……

(1) 行政コスト計算書とは

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の行政活動を行うために要した費用（コスト）と、その費用を賄うために収納した使用料や手数料などの収益を表しています。
費用から収益を控除した金額が純行政コストで、1年間の行政サービスに実質かかった費用を表しています。

【経常費用】(A)	
(行政サービスを提供するために要した費用)	
1 業務費用	
(毎年度、経常的に発生する費用)	
(1) 人件費	(町議会議員の報酬、職員の給与、期末手当、退職手当に関する引当金繰入額など)
(2) 物件費等	(消耗品費、公共施設の維持・補修費、減価償却費など)
(3) その他の業務費用	(支払利息、徴収不能引当金繰入額など)
2 移転費用	
(毎年度、経常的に発生する補助金など)	
(1) 補助金等	(分担金、補助金、交付金など)
(2) 社会保障給付	(児童手当、障がい者支援、生活保護等の給付費用など)
(3) 他会計への繰出金	
(4) その他	(補償補填、賠償金、消費税、自動車重量税等の公課費など)
【経常収益】(B)	
(受益者負担による施設使用料、手数料、保険料など)	
1 使用料及び手数料	(行政サービスの対価として受け取る収益、公民館等の施設使用料や証明書発行手数料など)
2 その他	(保有資産から生じる収益、預金利息など)
【純経常行政コスト】(C=A-B)	
(経常費用から経常収益を差し引いた純粋な行政コスト)	
【臨時損失】(D)	
(災害復旧事業費や資産除売却損など臨時に発生したコスト)	
【臨時利益】(E)	
(資産売却益など臨時に発生した収益)	
(純行政コスト)(C+D-E)	
(純経常行政コストから臨時損失・臨時利益を加減した純粋な行政コスト)	

(2) 令和 4 年度の一般会計等の行政コスト計算書

(単位 : 千円)

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	比率
経常費用	10,564,978	100.0%
1 業務費用	6,051,478	57.3%
(1) 人件費	1,499,773	14.2%
(2) 物件費等	4,406,896	41.7%
内、減価償却費	976,974	9.2%
(3) その他の業務費用	144,808	1.4%
2 移転費用	4,513,500	42.7%
(1) 補助金等	2,123,652	20.1%
(2) 社会保障給付	1,993,867	18.9%
(3) 他会計への繰出金	382,309	3.6%
(4) その他	13,672	0.1%
経常収益	421,667	4.0%
1 使用料及び手数料	145,831	
2 その他	275,836	
純経常行政コスト	10,143,312	
臨時損失	-	
臨時利益	-	
純行政コスト	10,143,312	

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

(3) 令和 4 年度の行政コスト計算書の状況

令和 4 年度の経常費用は、一般会計等ベースで、106億円となっています。

これを町民1人あたりに換算すると、34万円となります。

また、行政サービスの利用による対価として、町民の皆さまが負担する使用料・手数料などの経常収益は、4億円となっており、これらの経常収益の中には、町税や地方交付税などの一般財源や国・県補助金などの移転収入は含まれていません。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、一般会計等ベースで101億円となります。これを町民1人あたりに換算すると、33万円となります。

純経常行政コストから臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、101億円となり、この不足部分（純行政コスト）については、町税や地方交付税などの一般財源や国・県補助金などで賄っています。

経常収益に対する経常費用の割合である受益者負担率は、住民間の公平性評価の指標として、行政サービスの提供（各施設の使用料等の料金設定など）に対する受益者の負担割合を示すものですが、一般会計等ベースでは、4.0%となっています。

3 純資産変動計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

3 純資産変動計算書 (NW) ……1年間の純資産の増減を表します……

(1) 純資産変動計算書とは

貸借対照表(バランスシート)における純資産の1年間の増減をその要因別に表したものです。

また、1年間に要した行政コストを税収や補助金などの収入で賄えたかどうかを明らかにします。

前年度末純資産残高(A) (前年度の貸借対照表の純資産の金額)
1 純行政コスト(B) (行政コスト計算書の純行政コスト)
2 財源(C) (1) 税収等 (地方税、地方交付税、地方譲与税、分担金・負担金など) (2) 国県等補助金 (国庫支出金、都道府県支出金など)
本年度差額(D = B + C)
1 固定資産の変動(内部変動)(E) (固定資産取得による増加や固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少などの固定資産変動額)
2 資産評価差額(F) (有価証券や出資金等の評価差額)
3 無償所管換等(G) (無償譲渡や寄附等で無償取得した固定資産の評価額等)
4 その他(H) (上記以外の純資産及びその内部構成の変動)
本年度純資産変動額(I = D + E + F + G + H)
本年度末純資産残高(A + I) (貸借対照表の純資産額と一致)

(2) 令和 4 年度の一般会計等の純資産変動計算書

(単位 : 千円)

純資産変動計算書	
勘定科目	一般会計等
	金額
前年度末純資産残高	39,997,383
1 純行政コスト	10,143,312
2 財源	10,374,544
(1) 税収等	7,087,074
(2) 国県等補助金	3,287,470
本年度差額	231,232
1 固定資産の変動 (内部変動)	-
2 資産評価差額	-
3 無償所管換等	-
4 その他	194,504
本年度純資産変動額	425,736
本年度末純資産残高	40,423,120

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

(3) 令和 4 年度の純資産変動計算書の状況

令和 4 年度における純資産については、一般会計等ベースで 4.3 億円増加し、404 億円となりました。

これを町民 1 人あたりに換算すると、130 万円となります。

一般会計等において純資産が増加しているのは、純行政コストよりも税収等の財源が大きかったためです。

純行政コストから、臨時損失と臨時利益の影響を除いた純経常行政コストを、税収や補助金などの財源で、どの程度賄うことができたかを表す行政コスト対税収等比率は、一般会計等ベースで 97.8 % となり、当該年度の行政コスト計算書における純経常行政コストを当年度の税収や補助金などの財源で賄うことができ、さらに財産を次年度以降に繰り越すことができたということになります。

4 資金収支計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

4 資金収支計算書 (CF) ……1年間の資金の増減を表します……

(1) 資金収支計算書とは

令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間の行政活動における資金の増減を業務活動、投資活動、財務活動に区分し、どのような行政活動でそれぞれ資金が増減したのかを表しています。

1 業務活動収支

(行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入、支出されるものの差引き)

業務支出

(人件費や物件費、支払利息、補助金等、社会保障給付、他会計繰出金など)

業務収入

(税込、国県等補助金、保険料、使用料及び手数料など)

臨時支出

(災害復旧事業費など)

臨時収入

(臨時支出の財源に充当した国県等補助金収入など)

2 投資活動収支

(学校、公園、道路などの資産形成や出資金、貸付金などの収入、支出などの差引き)

投資活動支出

(公共施設等整備費、基金積立金、投資及び出資金、貸付金など)

投資活動収入

(国県等補助金や基金繰入金、貸付金元金収入、資産売却収入など)

3 財務活動収支

(地方債の元金償還などの支出と地方債発行等の収入の差引き)

財務活動支出

(地方債の元金償還による支出など)

財務活動収入

(地方債発行、借入等による収入など)

本年度資金収支額 (A = 1 + 2 + 3)

前年度末資金残高 (B)

本年度末資金残高 (C = A + B)

前年度末歳計外現金高 (D)

本年度末歳計外現金増減額 (E)

本年度末歳計外現金高 (F = D + E)

本年度末現金預金残高 (C + F)

(2) 令和4年度の一般会計等の資金収支計算書

(単位：千円)

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等
	金額
1 業務活動収支	1,193,449
業務支出	9,604,563
業務収入	10,798,012
臨時支出	-
臨時収入	-
2 投資活動収支	1,667,085
投資活動支出	1,667,085
投資活動収入	-
3 財務活動収支	558,376
財務活動支出	789,485
財務活動収入	231,109
本年度資金収支額	1,032,012
前年度末資金残高	1,595,061
本年度末資金残高	563,049
前年度末歳計外現金高	5,542
本年度末歳計外現金増減額	482
本年度末歳計外現金高	6,024
本年度末現金預金残高	569,072

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

(3) 令和4年度の資金収支計算書の状況

令和4年度における資金収支は、一般会計等ベースで、10億円の減少となりました。その結果、本年度末の資金残高は6億円となっています。

地方債などの財務活動収支を除いた収入・支出（業務活動収支と投資活動収支）のバランスをみる利払後基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、一般会計等ベースで7億円の黒字となっており、行政サービスに必要な資金を当該事業年度の税収等で賄っている状況です。

また、財務活動収支がマイナス5億円となっており、地方債の償還に係る支出よりも地方債の借入による収入の方が少なかったことから、結果、地方債の残高が減少しています。

全体会計財務書類

全体会計とは、一般会計等に特別会計等（特定の事業や特定の資金を運用するために、一般会計等と区分して管理する会計）を含めたものです（ -5（対象となる会計の範囲）参照）。全体会計の財務書類4表は下記のとおりです。

1 貸借対照表 （令和5年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	全体会計		勘定科目	全体会計	
	金額	比率		金額	比率
1 固定資産	61,310,332	94.0%	1 固定負債	20,868,063	32.0%
（1）有形固定資産	57,497,177	88.1%	（1）地方債	12,751,722	19.5%
事業用資産	22,042,526	33.8%	（2）長期未払金	-	-
インフラ資産	34,802,608	53.4%	（3）退職手当引当金	328,098	0.5%
物品	652,042	1.0%	（4）損失補償等引当金	-	-
（2）無形固定資産	1,185,333	1.8%	（5）その他	7,788,244	11.9%
（3）投資その他の資産	2,627,822	4.0%	2 流動負債	1,726,505	2.6%
投資及び出資金	973,554	1.5%	（1）1年内償還予定地方債	1,339,272	2.1%
長期延滞債権	-	-	（2）未払金	49,676	0.1%
長期貸付金	-	-	（3）未払費用	-	-
基金	1,654,268	2.5%	（4）前受金	-	-
その他	-	-	（5）前受収益	-	-
徴収不能引当金	-	-	（6）賞与等引当金	95,049	0.1%
2 流動資産	3,918,486	6.0%	（7）預り金	6,024	0.0%
（1）現金預金	1,546,896	2.4%	（8）その他	236,485	0.4%
（2）未収金	282,604	0.4%	負債の部合計	22,594,568	34.6%
（3）短期貸付金	-	-	（1）固定資産等形成分	63,414,595	
（4）基金	2,104,263	3.2%	（2）余剰分（不足分）	20,780,345	
（5）棚卸資産	6,083	0.0%			
（6）その他	-	-			
（7）徴収不能引当金	21,360	0.0%			
3 繰延資産	-	-	純資産の部合計	42,634,250	65.4%
資産の部合計	65,228,818	100.0%	負債及び純資産の部合計	65,228,818	100.0%

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

篠栗町では、全体会計ベースで、652億円の資産を形成してきました。

このうち、純資産である426億円については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済んでおり、負債である226億円については、将来の世代が負担していくことになります。将来の世代も使用する有形固定資産等の資産形成については、地方債を借り入れることにより、世代間負担の公平性が図られるようにしています。

これまでに形成した資産と将来の町民負担となる負債を、町民1人あたりに換算すると、全体会計ベースでは、210万円の資産に対して、73万円の負債となっています。

また、総資産に対する返済義務のない純資産の割合、つまり「現在までの世代がどの程度の負担をしてきたか」を表す純資産比率については、全体会計ベースで65.4%となっています。

2 行政コスト計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

行政コスト計算書		
勘定科目	全体会計	
	金額	比率
経常費用	14,557,037	100.0%
1 業務費用	7,197,137	49.4%
(1) 人件費	1,602,526	11.0%
(2) 物件費等	5,322,582	36.6%
内、減価償却費	1,509,028	10.4%
(3) その他の業務費用	272,029	1.9%
2 移転費用	7,359,900	50.6%
(1) 補助金等	5,352,340	36.8%
(2) 社会保障給付	1,993,867	13.7%
(3) 他会計への繰出金	-	-
(4) その他	13,694	0.1%
経常収益	1,396,774	9.6%
1 使用料及び手数料	1,075,049	
2 その他	321,725	
純経常行政コスト	13,160,263	
臨時損失	491	
臨時利益	18,603	
純行政コスト	13,142,152	

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

令和4年度の経常費用は、全体会計ベースで146億円となっており、これを町民1人あたりに換算すると、47万円となります。また、行政サービスの利用による対価として町民の皆さまが負担する使用料・手数料などの経常収益は、14億円です。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、全体会計ベースで132億円で、町民1人あたり換算では、42万円となります。

住民間の公平性評価の指標として、行政サービスの提供に対する受益者の負担割合を示す受益者負担率は、9.6%となっています。

3 純資産変動計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

純資産変動計算書	
勘定科目	全体会計
	金額
前年度末純資産残高	42,045,550
1 純行政コスト	13,142,152
2 財源	13,643,348
(1) 税収等	8,482,034
(2) 国県等補助金	5,161,314
本年度差額	501,196
その他	87,504
本年度純資産変動額	588,700
本年度末純資産残高	42,634,250

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

4 資金収支計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

資金収支計算書	
勘定科目	全体会計
	金額
1 業務活動収支	1,676,349
業務支出	13,063,084
業務収入	14,721,322
臨時支出	491
臨時収入	18,603
2 投資活動収支	1,878,875
投資活動支出	1,885,837
投資活動収入	6,963
3 財務活動収支	676,932
財務活動支出	1,301,741
財務活動収入	624,809
本年度資金収支額	879,458
前年度末資金残高	2,420,330
本年度末資金残高	1,540,873
前年度末歳計外現金高	5,542
本年度末歳計外現金増減額	482
本年度末歳計外現金高	6,024
本年度末現金預金残高	1,546,896

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

令和4年度における資金収支は、全体会計ベースで、9億円の減少となりました。

その結果、本年度末の資金残高は15億円となっています。

地方債などの財務活動収支を除いた収入・支出（業務活動収支と投資活動収支）のバランスをみる利払後基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、全体会計ベース11億円の黒字となっており、行政サービスに必要な資金を当該事業年度の税收等で賄えている状況です。

また、財務活動収支がマイナス6億円となっており、地方債の償還に係る支出よりも地方債の借入による収入の方が少なかったことから、結果、地方債の残高が減少しています。

連結会計財務書類

連結会計とは、全体会計に一部事務組合及び第3セクター等を含めたものです（-5（対象となる会計の範囲）参照）。連結会計の財務書類4表は下記のとおりです。

1 貸借対照表 （令和5年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	連結会計		勘定科目	連結会計	
	金額	比率		金額	比率
1 固定資産	64,852,555	93.7%	1 固定負債	21,235,875	30.7%
（1）有形固定資産	59,556,756	86.1%	（1）地方債	12,888,863	18.6%
事業用資産	24,040,137	34.7%	（2）長期未払金	-	-
インフラ資産	34,802,608	50.3%	（3）退職手当引当金	558,739	0.8%
物品	714,011	1.0%	（4）損失補償等引当金	-	-
（2）無形固定資産	1,189,329	1.7%	（5）その他	7,788,272	11.3%
（3）投資その他の資産	4,106,470	5.9%	2 流動負債	1,769,491	2.6%
投資及び出資金	973,862	1.4%	（1）1年内償還予定地方債	1,361,223	2.0%
長期延滞債権	4,390	0.0%	（2）未払金	49,676	0.1%
長期貸付金	-	-	（3）未払費用	-	-
基金	3,130,059	4.5%	（4）前受金	-	-
その他	584	0.0%	（5）前受収益	-	-
徴収不能引当金	2,425	0.0%	（6）賞与等引当金	115,058	0.2%
2 流動資産	4,342,478	6.3%	（7）預り金	7,021	0.0%
（1）現金預金	1,874,993	2.7%	（8）その他	236,514	0.3%
（2）未収金	284,976	0.4%	負債の部合計	23,005,366	33.2%
（3）短期貸付金	-	-	（1）固定資産等形成分	67,050,345	
（4）基金	2,197,791	3.2%	（2）余剰分（不足分）	20,860,679	
（5）棚卸資産	6,083	0.0%			
（6）その他	-	-			
（7）徴収不能引当金	21,365	0.0%			
3 繰延資産	-	-	純資産の部合計	46,189,666	66.8%
資産の部合計	69,195,033	100.0%	負債及び純資産の部合計	69,195,033	100.0%

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

篠栗町では、連結会計ベースで、692億円の資産を形成してきています。

このうち、純資産である462億円については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済んでおり、負債である230億円については、将来の世代が負担していくことになります。将来の世代も使用する有形固定資産等の資産形成については、地方債を借り入れることにより、世代間負担の公平性が図られるようにしています。

これまでに形成した資産と将来の町民負担となる負債を、町民1人あたりに換算すると、連結会計ベースでは、223万円の資産に対して、74万円の負債となっています。

また、総資産に対する返済義務のない純資産の割合、つまり「現在までの世代がどの程度の負担をしてきたか」を表す純資産比率については、連結会計ベースで66.8%となっています。

2 行政コスト計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

行政コスト計算書		
勘定科目	連結会計	
	金額	比率
経常費用	21,009,980	100.0%
1 業務費用	8,593,717	40.9%
(1) 人件費	1,895,012	9.0%
(2) 物件費等	6,100,157	29.0%
内、減価償却費	1,615,393	7.7%
(3) その他の業務費用	598,548	2.8%
2 移転費用	12,416,263	59.1%
(1) 補助金等	10,402,358	49.5%
(2) 社会保障給付	1,993,867	9.5%
(3) 他会計への繰出金	-	-
(4) その他	20,038	0.1%
経常収益	1,900,700	9.0%
1 使用料及び手数料	1,096,769	
2 その他	803,932	
純経常行政コスト	19,109,280	
臨時損失	491	
臨時利益	18,605	
純行政コスト	19,091,165	

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

令和4年度の経常費用は、連結会計ベースで210億円となっており、これを町民1人あたりに換算すると、68万円となります。また、行政サービスの利用による対価として町民の皆さまが負担する使用料・手数料などの経常収益は、19億円です。

経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは、連結会計ベースで191億円で、町民1人あたり換算では、61万円となります。

住民間の公平性評価の指標として、行政サービスの提供に対する受益者の負担割合を示す受益者負担率は、9.0%となっています。

3 純資産変動計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

純資産変動計算書	
勘定科目	連結会計
	金額
前年度末純資産残高	45,174,121
1 純行政コスト	19,091,165
2 財源	19,493,652
(1) 税収等	13,091,523
(2) 国県等補助金	6,402,129
本年度差額	402,487
その他	613,058
本年度純資産変動額	1,015,546
本年度末純資産残高	46,189,666

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

4 資金収支計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：千円)

資金収支計算書	
勘定科目	連結会計
	金額
1 業務活動収支	1,705,603
業務支出	19,388,537
業務収入	21,076,029
臨時支出	491
臨時収入	18,603
2 投資活動収支	1,952,877
投資活動支出	2,019,476
投資活動収入	66,599
3 財務活動収支	676,968
財務活動支出	1,336,768
財務活動収入	659,800
本年度資金収支額	924,243
前年度末資金残高	2,783,456
比例連結割合変更に伴う差額	9,342
本年度末資金残高	1,868,556
前年度末歳計外現金高	5,607
本年度末歳計外現金増減額	829
本年度末歳計外現金高	6,437
本年度末現金預金残高	1,874,993

財務書類の数値は千円単位となっており、表示単位で四捨五入しているため合計金額と一致しない場合があります。

令和4年度における資金収支は、連結会計ベースで、9億円の減少となりました。

その結果、本年度末の資金残高は19億円となっています。

地方債などの財務活動収支を除いた収入・支出（業務活動収支と投資活動収支）のバランスをみる利払後基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、連結会計ベース11億円の黒字となっており、行政サービスに必要な資金を当該事業年度の税収等で賄えている状況です。

また、財務活動収支がマイナス7億円となっており、地方債の償還に係る支出よりも地方債の借入による収入の方が少なかったことから、結果、地方債の残高が減少しています。

財務書類分析 - 財務書類から分かる指標 -

1 資産形成度 ～「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 町民1人あたりの資産額	1,559千円	1,547千円
(2) 歳入額対資産比率 [資産合計÷歳入総額]	3.83年	3.68年
(3) 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率) [減価償却累計額÷(有形固定資産合計 - 土地等 + 減価償却累計額)]	56.31%	54.51%

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 町民1人あたりの資産額	2,103千円	2,083千円
(2) 歳入額対資産比率 [資産合計÷歳入総額]	3.67年	3.45年
(3) 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率) [減価償却累計額÷(有形固定資産合計 - 土地等 + 減価償却累計額)]	45.82%	44.11%

《指標の補足説明(該当箇所のみ)》

(2) 歳入額対資産比率

貸借対照表の資産合計が1年間の歳入の何年分に相当するかを表した指標です。

社会資本整備の度合いを示しており、この比率が高いほどストックとしての社会資本整備が進んでいると考えられます。ただし、歳入規模に比して過度の社会資本整備を行っている場合は、今後の社会資本の維持負担が大きくなり将来の財政運営を圧迫するおそれがあるので、必ずしも高ければ良いとは言えないことに留意する必要があります。

(3) 資産老朽化比率

固定資産の耐用年数に対して、償却資産の取得からどの程度の期間が経過しているのかを表します。地方公共団体は、古い施設から順番に更新していくことから、資産老朽化比率は50%に収められていく特徴があります。この比率が高い場合は、施設が全体として老朽化しつつあり、近い将来に施設の大規模改造や、建替え等が必要となる可能性が高くなります。

2 世代間公平性 ～「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 純資産比率(現世代の負担を表す比率) [純資産÷総資産]	83.61%	82.47%
(2) 社会資本形成の世代間負担比率(将来世代の負担を表す比率) [地方債残高÷有形・無形固定資産]	8.11%	8.54%

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 純資産比率(現世代の負担を表す比率) [純資産÷総資産]	65.36%	64.37%
(2) 社会資本形成の世代間負担比率(将来世代の負担を表す比率) [地方債残高÷有形・無形固定資産]	17.06%	17.72%

《指標の補足説明》

純資産は過去及び現世代の負担により形成された財産の額を示しており、公共資産合計に対する純資産の割合は、現存する社会資本（公共資産）のうち、どれだけがこれまでの世代の負担（既に納付された税金等）で賄われたかを示すものです。公共資産は、それを使用することにより町民サービスを生み出すものであり、純資産比率が高ければ、これまでの世代が負担した税金等で形成された資産から将来にわたってサービスが受けられるため、将来世代の負担が少ないことになります。

逆に、公共資産合計に対する地方債残高の割合が高ければ高いほど、現在使用する資産を将来納付される税金等（将来世代の負担）により形成していることになるため、将来世代の負担が大きいことになります。

（１）純資産比率

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれていますが、地方公共団体においては、公共資産全体に対する現世代が負担してきた割合を表しています。

（２）社会資本形成の世代間負担比率

公共資産全体に対する将来負担すべき割合を表しています。

３ 持続可能性（健全性）～「財政に持続可能性があるか（どのくらい借入があるか）」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
（１）町民1人あたりの負債額 [負債÷人口]	255千円	271千円
（２）基礎的財政収支（プライマリーバランス） [業務活動収支（支払利息支出を除く）+ 投資活動収支]	702,200千円	2,000,509千円

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
（１）町民1人あたりの負債額 [負債÷人口]	728千円	742千円
（２）基礎的財政収支（プライマリーバランス） [業務活動収支（支払利息支出を除く）+ 投資活動収支]	1,066,928千円	1,955,629千円

《指標の補足説明（該当箇所のみ）》

（２）基礎的財政収支（プライマリーバランス）

地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

また、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税收等でどれだけまかなえているかを示す指標となっています。

４ 効率性～「行政サービスは効率的に提供されているか」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
（１）町民1人あたりの行政コスト [各行政コスト÷人口]		
町民1人あたり純経常行政コスト	327千円	319千円
町民1人あたり人件費	48千円	47千円
町民1人あたり物件費	142千円	132千円
町民1人あたり移転費用	146千円	155千円

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 町民1人あたりの行政コスト [各行政コスト÷人口]		
町民1人あたり純経常行政コスト	424千円	420千円
町民1人あたり人件費	52千円	51千円
町民1人あたり物件費	172千円	162千円
町民1人あたり移転費用	237千円	249千円

《指標の補足説明》

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して町民一人あたり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

また、行政コスト計算書では、性質別（人件費、物件費等）の行政コストが計上されているため、これらを経年比較することにより、各行政コストの増減項目の分析を行うことができます。

5 弾力性 ～「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 行政コスト対税収等比率 [純経常行政コスト÷財源]	97.77%	87.27%

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 行政コスト対税収等比率 [純経常行政コスト÷財源]	96.46%	96.26%

《指標の補足説明》

純経常行政コストに対する一般財源等の比率をみることにより、純経常行政コストに対してどれだけが当該年度の負担で賄われたかを把握することができます。

この比率が 100% に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに 100% を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

6 自律性 ～「行政サービスの受益者がその費用をどのくらい負担しているか（受益者負担の水準はどうか）」～

【一般会計等】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 受益者負担の割合 [経常収益÷経常費用]	3.99%	5.33%

【全体会計】

指標の種類	令和4年度	令和3年度
(1) 受益者負担の割合 [経常収益÷経常費用]	9.60%	10.39%

《指標の補足説明》

行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、町税や地方交付税、補助金等により賄うことになります。したがって、受益者負担比率が他の団体に比べて特に高い（あるいは低い）場合には、使用料・手数料や分担金・負担金などの水準を見直すことも検討する必要があります。

また経年比較をしたり、類似団体と比較することで、町の受益者負担の特徴を把握することができます。